

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書



(趣旨)

第1条 この協定は、高知県内に地震・風水害その他による災害(武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。)が発生した場合(以下「災害時」という。)に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、高知県(以下「甲」という。)と社団法人高知県エルピーガス協会(以下「乙」という。)との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部(災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。)を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が被災市町村への応急生活物資の供給が必要と認めるときは、甲は乙に対し協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の指定)

第5条 この協定の対象となる応急生活物資は、LPガス及び容器(供給するための器具を含む。)並びに燃焼器具とする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検・改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来さないように常に点検、改善に努めるものとする。

(費用)

第7条 第4条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、原則として甲が負担するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、高知県外の協会等との連携を強化し、支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部危機管理課長、乙においては会長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成17年9月1日

甲 高知県
高知県知事

乙 高知市本町4丁目1番24号 JA高知
社団法人 高知県エルピーガス協
会 長